



ベトナム円借款における環境改善事業と自治体連携

JBIC 開発第二部 Kazuko Tatsumi
辰巳 和子

●はじめに

ベトナムの都市部では工業化及び都市部への人口集中に伴い、生活排水及び産業廃水が増大する一方、下水処理容量は限定的であり、下水が河川や運河に直接放流されているため水質汚濁が深刻となっています。

本行は、ハノイ、ハイフォン、ホーチミンの3都市において、下水道システム整備を中心とした環境改善事業を実施してきましたが、施設の整備というハード面からの支援だけでなく、事業の実施体制・法制度の整備というソフト面からの支援も行ってきました。今回は、上記3都市における円借款事業の内容をご紹介しますとともに、ソフト面の支援という観点から、本邦地方自治体との連携についてお話させて頂きたいと思います。

●第1・2期ハノイ水環境改善事業

本事業はハノイ市の排水・下水道システムの整備を行うものです。第1期事業のもとですでに2つのパイロット下水処理場が建設され、下水排水公社が運営維持管理を行っています。下水排水公社は下水処理場の運営維持管理に係る経験を有していなかったため、本行は提案型調査により千葉県と連携して、下水処理場の運営維持管理に係る提案を行い、また下水排水公社の職員を対象に下水道施設の維持管理及び環境教育に関する講義を実施しました。

●ハイフォン都市環境改善事業

本事業は、ハイフォン市の下水・排水・廃棄物処理システムの整備を行うものです。本行は委託調査により福岡市と連携して、都市環境公社のマネジメント能力の向上を目的としたキャパシティ・ビルディングを実施しました。具体的には、都市環境公社のマネジメントにおける問題点を整理し、経営改善アクションプランの策定と実施支援を行いました。この成果が認められ、ハイフォン人民委員会は引き続き、福岡市に経営改善のためのキャパシティ・ビルディング実施を依頼することを決めています。

●第1・2期ホーチミン水環境改善事業

本事業はホーチミン市の排水・下水道システムの整備を行うものです。第1期事業により、2008年中にベトナムで初めての大型下水処理場が完成します。下水処理場の運営維持管理に係る支援を行うため、本邦地方自治体との長期的な連携方法について、現在、本行の委託調査にて検討中です。

●新下水道政令と今後の自治体連携の可能性

2007年5月28日は、ベトナム下水道セクターにおいて記念すべき日となりました。都市および工業地帯における下水・排水活動を規定することを目的に、ベトナムで初めての下水道政令が公布されたからです。本政令の策定にあたっては、本行の委託調査により、有識者から政令草案へのコメント、ベトナム下水道法検討委員会の日本での研修受け入れ等の支援を実施してきました。

本政令により、(1)下水道事業における政府や地方人民委員会などの関係機関の役割が明確になり、(2)下水道料金とその徴収方法が設定され、(3)下水道への接続義務・下水道料金の支払い義務が一般家庭に課され、(4)下水道システムの維持管理にかかる委託契約が導入されましたが、これらは今後ベトナムの下水道システムが適切に運営維持管理されていく上で非常に重要です。

現在、建設省は政令の内容をより詳細に規定する下水道施行細則を作成中です。政令と施行細則のもとで、各省の地方自治体は今後、実際に計画を策定し、下水道事業を実施していく必要があります。ただし、各省の地方自治体は、下水処理場の運営維持管理に係る経験を有していないため、本邦地方自治体が運営維持管理につき支援を行うことは、非常に意義があると考えます。本邦地方自治体との連携方法については、本行でも検討中ではありますが、皆様の忌憚のないご意見もお聞かせ頂ければ幸いです。